

## 議案第7号

### 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|       |       |

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)～(5) 略

(6) 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物

(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの(酒類、たばこ及び薬事法第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。)

(県民運動)

第5条 略

2 県民は、薬物の取引に関する情報を警察官その他の県職員に提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする。

(推進計画の策定)

第6条 略

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)～(5) 略

(6) 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物(以下「大臣指定薬物」という。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの(以下「知事指定薬物」という。)

(県民運動)

第5条 略

(推進計画の策定)

第6条 略

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 薬物依存その他の薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。

(4) 略

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物

(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

2 知事は、名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知事指定候補薬物に指定することができる。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。

(4) 略

(指定)

3 知事は、第1項の規定により知事指定薬物を指定するとき  
は、その旨を公示しなければならない。前項の規定により知事  
指定候補薬物を指定するときも、同様とする。

4 知事指定薬物及び知事指定候補薬物の指定は、前項の規定に  
よる公示によってその効力を生ずる。

(指定の失効等)

第10条 略

2 知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、又は授与する  
者は、知事指定候補薬物の指定に不服があるときは、当該指定  
を解除するよう申し立てることができる。

3 前項の規定による申立ては、次の書類を知事に提出してしな  
ければならない。

(1) 住所及び氏名並びに法人にあつては、その代表者の住所  
及び氏名を記載した申立書

(2) 知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、又は授与  
する場所を示す図面

(3) 人の健康に対する被害が生じないことを証明するに足り  
る書類

第9条 知事は、第2条第7号の規定により知事指定薬物を指定  
するときは、その旨を公示しなければならない。

2 知事指定薬物の指定は、前項の規定による公示によってその  
効力を生ずる。

(指定の失効)

第10条 略

(4) その他規則で定める書類

4 知事は、第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければならない。知事指定候補薬物の指定を解除したときも、同様とする。

5 略

(危険薬物の製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、危険薬物の広告を行うこと。
- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければならない。

3 略

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、知事指定薬物の広告を行うこと。
- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬

購入し、受領し、又は所持すること（第2号に掲げる行為を除く。）。

- (5) 危険薬物をみだりに摂取し、又は吸入すること。
- (6) 危険薬物を多数の者が集まってみだりに摂取し、又は吸入することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(知事指定候補薬物の販売等の届出)

第12条 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した者は、販売し、又は授与した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 販売し、又は授与した知事指定候補薬物の名称及び数量
- (2) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した者の住所及び氏名
- (3) 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した店舗の名称及び所在地並びに特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売により販売した場合にあっては、その旨
- (4) その他規則で定める事項

物を購入し、受領し、又は所持すること（第2号に掲げる行為を除く。）。

- (5) 知事指定薬物をみだりに使用すること。
- (6) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

2 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した者は、購入し、又は受領した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 購入し、又は受領した知事指定候補薬物の名称及び数量
- (2) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した目的
- (3) 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した者の住所及び氏名
- (4) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した場所
- (5) その他規則で定める事項

(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第11条の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者若しくは前条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、危険薬物若しくはその疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは危険薬物若しくはその疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

限り、収去させることができる。

2・3 略

(警告)

第14条 知事は、禁止行為を行い、又は行おうとした者に対し、  
禁止行為を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

(禁止行為の中止等の命令)

第15条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁  
止行為を中止し、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置  
を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を  
行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁  
止行為を中止し、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置  
を採るべきことを命ずることができる。

(1) 略

2・3 略

(警告)

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の  
5の規定に違反した者に対し、これらの規定に違反する行為  
(以下「禁止行為」という。)を行わないよう警告を発するこ  
とができる。

2・3 略

(製造等の中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁  
止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な  
措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を  
行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁  
止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な  
措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 略



(2) 過去に前条第1項の警告を受けた者であるとき。

第17条 第15条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかつ

(2) 第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者が、過去に前条第1項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第15条 知事は、薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物（以下「薬物類似物」という。）の濫用により現に県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該薬物類似物を知事指定薬物とみなしたならば第11条各号に掲げる行為に該当する行為を行った者に対し、当該行為を中止し、又は当該薬物類似物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物類似物に関する情報を提供するものとする。

第17条 第14条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

た者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定に違反して危険薬物（第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者

(2) 第15条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかつた者

第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定に違反して知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者

(2) 第14条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者

第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第2条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）<u>第2条第15項</u>に規定する指定薬物</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び<u>医薬品医療機器等法</u>第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「<u>危険薬物</u>」という。）</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第14項</u>に規定する指定薬物</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び<u>薬事法</u>第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「<u>危険薬物</u>」という。）</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第4項の規定（鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第11条第1項第4号の改正規定を除く。）は、平成26年11月25日から施行する。

(知事指定薬物に関する経過措置)

- 2 改正前の鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の規定により指定された知事指定薬物は、改正後の鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

- 4 鳥取県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改<br>正<br>後  | 改<br>正<br>前  |
|--|--|
| <p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のい</p> | <p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のい</p> |

れかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないように努めなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2～5 略

（自動販売機等への収納等の自主規制）

第12条 略

れかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないように努めなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる物を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）

イ 薬物に該当しない物で、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの

2～5 略

（自動販売機等への収納等の自主規制）

第12条 略

2 略

3 衛生用品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4～6 略

（場所の提供等の禁止）

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（1）～（6） 略

（7） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、同法第2条第15項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する

2 略

3 衛生用品（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4～6 略

（場所の提供等の禁止）

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（1）～（6） 略

（7） 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、同法第2条第14項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は

指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。）

(8)・(9) 略

陳列する行為に限る。）

(8)・(9) 略